



福島 美由紀

(ふくしま・みゆき)

税理士法人福島会計 代表  
東京都出身。慶應義塾大学卒業後、大手商社経理部に就職。1990年、税理士試験に合格。税理士業務を通して、社会にも貢献し、関わるすべての方を幸せにしたいと活動している。

来年2019年度は4月に今上天皇のご退位と、10月に消費税増税という影響の大きい出来事が控えています。どちらも社会や経済に与える影響は大きいと考えられます。

まず今回の元号変更については、お祝いムードとなり、かなりの経済効果も期待されます。お祝いムードに便乗して利益拡大を図る企業もあるでしょう。

消費税増税については、本来2015年10月に8%から10%へ引き上げるようになっていましたが、2019年10月へと再延期されました。増税が日本経済の成長へ及ぼす影響を考慮して再延期となりましたが、今回の増税は2019年10月には予定どおり実施となる可能性は高いでしょう。今回、消費税10%への引き上げと同時に、低所得者層へ配慮する観点から「軽減税率制度」が実施されます。軽減税率対象品目の税率は8%なので、複数の税率が併存することになります。

それでは、2019年の10月まで既に1年半を切った今、中小事業者はどのような準備をしたらよいのでしょうか？ 消費税増税は事

## 元号変更と新消費税対応 中小事業者が今すぐ備えておくべきこと

業者にとって頭の痛いことだとは思いますが、この機会を業務の棚卸しや効率化を進める時間だと捉え、前向きに対応していきましょう。

新消費税対応のためにまずは、社内の業務やお店で使っている会計ソフト、レジ、電子的受発注システムなどが複数の税率に対応しているかどうか確認してみましょう。弥生の「あんしん保守サポート」のような保守契約を結び、無償でプログラムが更新されるものは問題ありませんが、もし対応していないものである場合、新しいシステムの導入や改修をする必要があります。その際には、補助金が受けられるケースもありますので、検討してみましょう。

業務の効率化に対しては、会計ソフトとの連動は必須ですので、会計面から業務改善のアドバイスのできる専門家に相談してみましょう。業務効率化の例として、会計が日次で確認できるようになれば、財務状況や資金繰りが正確に把握できるようになり、タイムリーな経営判断ができるようになります。

ぜひ新しい経営スタイルを築くチャンスにして欲しいと思います。



弥生シリーズの法令改正への対応状況はこちら

弥生 法令改正対応

